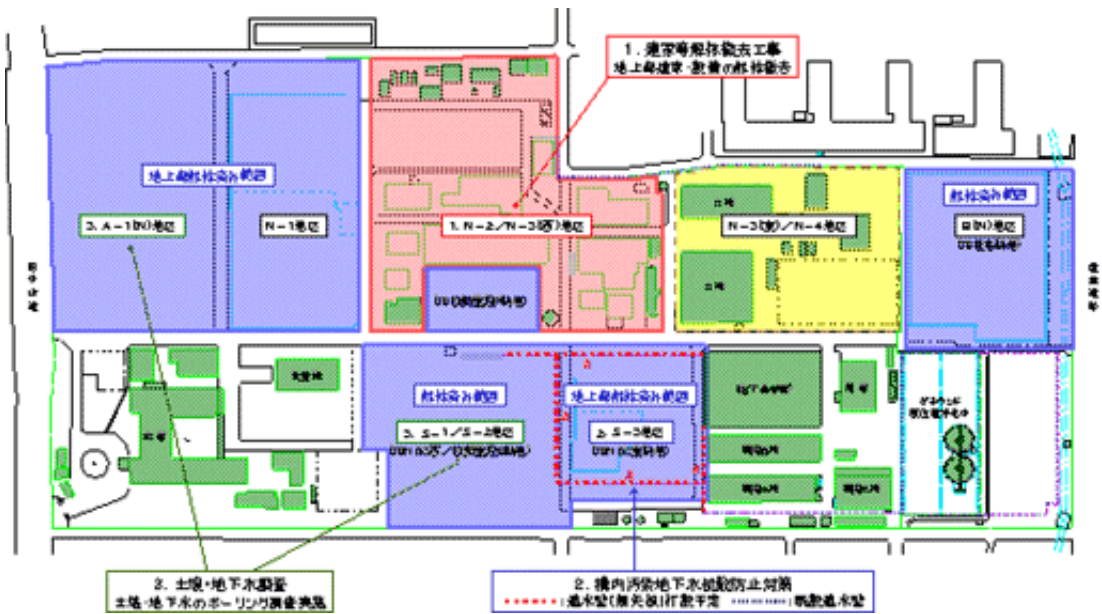


1. はじめに

平成12年8月、当研究所の敷地の土壌・地下水の重金属分析において、基準値を超えたカドミ、セレン等の数値が検出され、また、その後の継続調査において、グラウンド周辺の地下水から基準値を超えた六価クロムが検出されたため、浄化対策工事計画を策定、現在、これに基づき、グラウンドの原位置浄化工事を実施中です。

本年度は、敷地内の建屋の解体撤去、構内汚染地下水拡散防止対策、土壌・地下水調査を実施の予定ですので、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

2. 配置図



3. 浄化対策工事計画

現状における全体工期は、下図のとおり、平成14年～平成24年（10年間）です（平成15年9月の説明会において、当初5年の予定工期を10年に変更させて頂いております）。

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地下水標水	[Horizontal bar spanning H16 to H24]										
原位置浄化準備工事	[Horizontal bar spanning H16 to H24]										
グラウンド原位置浄化	[Horizontal bar spanning H16 to H24]										
仮置き土搬出	[Horizontal bar spanning H17 to H19]										
掘削除去工事	[Horizontal bar spanning H18 to H24]										
浄化確認モニタリング	[Horizontal bar spanning H21 to H26]										
地下水モニタリング(構内内外)	[Horizontal bar spanning H16 to H26]										
建屋等解体撤去	[Horizontal bar spanning H16 to H22]										

4. グラウンドの原位置浄化工事

グラウンド原位置浄化工事については、平成16年2月～9月まで準備工事を行い、平成16年10月より浄化を開始し、順調に推移しております。今後の計画については、次のとおりとなります。

	H15年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
準備工事		■						
第1ブロック浄化		■	■	■				
切替工事				■				
第2ブロック浄化				■	■	■		
確認モニタリング							■	■

5. 本年9月以降、実施予定の工事（「2. 配置図」ご参照）

（1）建屋等解体撤去工事

N-2地区と、隣接N-3（西）地区にある建屋（約9,400m²）を解体撤去します（工期は約9ヶ月）。その後、敷地全体において実施中の放射性物質所内全域調査としての放射性物質調査を行います。

（2）構内汚染地下水拡散防止対策

汚染地下水による汚染拡散防止のための遮水と土壌掘削工事の土留めを兼ねて、S-3地区周辺を中心に、遮水鋼矢板打設工事（深さ11m×延長345m）を行います（工期は約2ヶ月）。

（3）土壌・地下水調査

（1）S-1地区、S-2地区調査の実施

旧核燃料試験研究施設の整備が完了したことから、重金属詳細調査を実施し、汚染範囲の絞込みを行い、土壌掘削工事計画立案を行います。

（2）A-1（N）地区調査の実施

土壌掘削工事計画立案のため、6m深度ボーリング調査を行います。

6. 敷地内仮置き土の場外搬出計画について

現在、敷地内に仮置きしている土壌（約6万m³）は、地下保管庫建設時の建設残土ですが、このうちの重金属汚染土壌については、敷地外搬出を計画しております。放射性物質に関する所内全域調査実施中に、これと並行しての場外搬出となるため、搬出ルールを策定して場外搬出を行うこととしています。

■ Q & A

Q1:

構内に仮置いてある汚染土壌の場外搬出を計画中のことですが、何か特別な事情があるのですか？

A1:

現在実施中の所内全域調査との関連で、仮置き土の下についても調査を行うことが必要となったためです。なお、良質土壌4万m³については掘削除去法の浄化が始まるまでは仮置き保管致します。

Q2:

最近、アスベストが問題となっていますが、解体撤去を行う建屋には使用されていないのですか？

A2 :

解体予定の建物には、アスベスト成形板が使用されている建物もありますので、飛散防止対策等に万全を期し、法令に従い、適切に処理を行うようにしております。

Q3 :

解体や遮水鋼矢板打設に伴う振動被害対策はどうなっていますか？

A3 :

低騒音・低振動の工法及び設備を使用しますが、家屋への影響の有無を的確に把握するため、工事範囲の敷地隣接部については、家屋調査を行い、工事前と工事後の被害の有無について把握するようにしております。

Q4 :

N-3（東）地区やN-4地区の建物等の解体は、いつ頃になるのですか？

A4 :

同地区には、排水処理設備等があり、この移転が必要となるので、こうした条件が整い次第、解体撤去を進めることにしています。